

公募型プロポーザル募集要領

1 業務名 長崎県警察防犯アプリ開発及び運用保守等業務

2 業務の概要 別添1「仕様書」のとおり

3 プロポーザルの日程

日 程	内 容
令和8年7月9日（木）	公募開始
令和8年7月21日（火）	参加表明書提出期限
令和8年8月7日（金）	企画提案書提出期限
令和8年8月中旬頃	企画提案書審査、審査結果通知

4 企画提案書の作成及び提出

(1) 提出書類及び提出部数

別添2「企画提案書作成要領」のとおり

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留）とします。なお、郵送の場合は、到着を確認してください。

※ 持参の場合は、県警察本部の閉庁日を除く平日の午前9時から午後5時までの間に提出してください。

(3) 提出期限

令和8年8月7日（金）午後5時（必着）

※ この期限までに必要書類の提出がない場合は受け付けることができません。

(4) 提出先

（住所） 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号

（名称） 長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課

担当：中村、崎辺

（電話） 095-820-0110（内線3020、3424）

(5) 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受理されたときは、提出者に対して電話又はメールでお知らせします。

(6) 留意事項等

ア 企画提案書は1者1提案とします。

イ 企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めません（長崎県が補正等を求める場合を除く。）。

ウ その他

・応募書類は、まとめてA4のファイルに綴じて提出してください。

・ファイルの表紙及び背表紙には、提案事業タイトルと提案者の名称を記入してください。

<記入例> 長崎県警察防犯アプリ開発及び運用保守等業務委託 株式会社〇〇

5 質疑及び回答

(1) 提出方法

質問がある場合は、下記メールアドレス宛てに電子メールで質問を提出してください。

質問を提出後、「9 問い合わせ先」記載の担当者宛てに、質問を送信した旨を電話で連絡してください。また、メールのタイトルは「長崎県警察防犯アプリ開発及び運用保守等業務委託質問書」としてください。

(メールアドレス) el20105@police.pref.nagasaki.jp

(2) 質問受付期限

令和8年7月28日(火)午後5時まで

(3) 回答

質疑と回答の内容は、原則としてプロポーザル参加者全員に回答します。

なお、説明会の開催は予定しておりません。

6 審査

(1) 審査の方法

ア 6(3)の審査基準に基づき、審査委員会による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、「③設計・開発業務」及び「⑦独自提案」の点数の合計点数が上位の者を最優秀提案者とします。それでも点数が同一であった場合には、審査委員合議のうえこれを決定します。

イ 審査は、プロポーザル参加資格を得た者で企画提案書を提出した者を対象としたプレゼンテーション(対面)により行います。

ウ 最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

エ 提案者が1者のみの場合であっても審査は実施し、審査の結果、基準点(各審査委員の採点の合計値の6割)を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者とします。

(2) プレゼンテーションの実施日及び場所

期 日：令和8年8月中旬頃予定

場 所：長崎県警察本部(長崎市尾上町3番3号)

※ 日時等の詳細については、参加者へ別途連絡します。

(3) 審査基準

別添3「評価基準」のとおり

(4) 審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択の如何に関わらず、全応募者に通知します。

(5) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

7 契約手続

(1) 委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、最優秀提案者と長崎県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下、「交渉」という。)を行います。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。

(2) 交渉が調ったときには、随意契約の手続きに進みます。交渉が調わない場合は、審査の結

果次点とされた者が、改めて長崎県と交渉を行うこととなります。

- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (4) 交渉の相手方が、交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、本件への参加資格を失った場合（公告「3 プロポーザルに参加することができない者」に該当した場合）は、契約を締結しません。

8 提出書類の取扱

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します（長崎県及び審査委員会での使用に限る。）。
- (3) 契約者以外の企画提案の内容について、提案者の承諾なしに利用することはありません。

9 問い合わせ先

- (住所) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
- (名称) 長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課
担当：中村、崎辺
- (電話) 095-820-0110（内線3020、3424）

10 その他

- (1) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出してください。辞退することによって、今後の長崎県との契約等について不利益な取扱をするものではありません。
- (2) 企画提案書の作成経費等、本プロポーザルへの参加に要する全ての費用は、提案者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
 - ア 提出書類に不備があった場合、又は指示した事項に違反した場合
 - イ 審査委員、長崎県職員又は本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 本業務の実施に当たっては、長崎県と十分な調整を行うこととします。
- (5) 仕様書は、審査の結果選定された最優秀提案者と長崎県が別途協議・調整の上、変更することができます。
- (6) 本事業を円滑に遂行するため、長崎県は受注者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができます。
- (7) この仕様書に定める事項について疑義が発生した場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて別途定めるものとします。
- (8) 本委託業務により生まれた著作権等の知的財産については、全て長崎県に帰属します。また、受託者は、著作者人格権を行使しないこととします。